

# 家庭ごみの屋外焼却(野焼き)は禁止です

～一部の例外を除き廃棄物の屋外焼却は禁止されています～

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」により、次の例外を除いて廃棄物(ごみ類)の屋外焼却(野焼き)は禁止されています。地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶による焼却などは「野焼き」と同じです。付近の住民の方への迷惑、有害物質の発生の原因にもなりますので「野焼き」はやめましょう!



## 例外事項

- ・田畠でのワラの焼却など、農業のためにやむを得ないものとして行われるもの
- ・病害虫が付着した木の枝の焼却など
- ・災害の予防や復旧等のために必要なもの
- ・どんど焼き、キャンプファイバーなど地域の行事での焼却など
- ・庭先での落ち葉たきなど日常生活を営むための

- ・軽微なもの
- ・廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

※例外事項の焼却についても、周囲に迷惑(洗濯物等への臭いの付着・灰の飛散等)をかけないことが基本です。やむを得ず焼却するときは、周囲に迷惑をかけないように注意しましょう。

## 例外事項

これから時期は、田畠の雑草、ワラの焼却に対する苦情が大変多くなっています。やむを得ず焼却するときは、よく乾燥させて、風向き・焼却する量・時間帯などに気をつけましょう。

## 違反者には罰則があります

違反者に対して罰則規定が定められていて、廃棄物を焼却した場合には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(またはこの併科)が科せられます。また、法人に対しては、3億円以下の罰金が科せられます。不法焼却を目的として廃棄物の収集または運搬をした場合には、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金(またはこの併科)が科せられます。

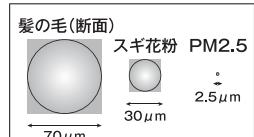
※家庭の庭から出た草木はなるべく焼却しないで、土に還しましょう。また「燃えるごみ」として処分できます。よく乾燥させて、指定袋(可燃ごみ)に入れて、ごみステーションへ出してください。

問い合わせ 環境課 公害衛生係 ☎72-2101(内線264・265)

# 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダントに注意してください

## ■微小粒子状物質(PM2.5)とは

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ ( $1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1)以下非常に小さな粒子のことです。微小粒子状物質(PM2.5)は粒子の大きさが非常に小さい(髪の毛の太さの約30分の1)ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患のリスクの上昇などが懸念されています。



## ■光化学オキシダントとは

光化学オキシダントとは、自動車や工場などから排出される大気汚染物質(窒素酸化物【NOx】や揮発性有機化合物【VOC】)が、太陽の強い紫外線を受けることで生成する刺激性のある物質です。光化学オキシダントの濃度が高くなると、目の痛みや、のどの痛みを引き起こすことがあります。



## ■PM2.5・光化学オキシダントの情報提供

長野県では、大気常時監視測定期で大気汚染物質を常時監視し、PM2.5の濃度が高いと予想されるときには、注意喚起情報を発表します。

また、光化学オキシダント濃度が基準値を超えて、気象状況などからその状態が継続すると認められる場合には、地域ごとに「光化学オキシダント(スモッグ)注意報」などを発令する体制をとっています。

茅野市は、県が注意喚起を発表したときには、茅野市防災行政無線および市公式ホームページでみなさんにお知らせします。

## ■注意喚起・注意報がされた場合の対策

- 不要不急の外出や屋外での長時間の運動をできるだけ控える。
- 屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にする。
- 屋外で活動する際には、高性能な防塵マスクを着用する。
- 身体に異常を感じた場合は医師の診察を受ける。

微小粒子状物質(PM2.5)および光化学オキシダントの詳細情報については、茅野市公式ホームページの[トップページ]→[くらし]→[環境・ごみ・リサイクル]→[公害]から、リンクしている環境省のホームページおよび長野県ホームページをご覧ください。

問い合わせ 長野県 水大気環境課 大気保全係 ☎026-235-7177

茅野市 環境課 公害衛生係 ☎72-2101(内線264・265)